

PFI手法による公共事業の現状と課題について

<1回目>

田辺市長は所信表明でグローバリズムの破綻後の「剥き出しの資本主義」にSDGsを対置し、扶助費増大、税収厳しい中、「入りを量って出づるを制す」としながらPFI手法による公共事業を地域経済の好循環実現と捉えて2020年度471億円の投資的経費を計上しています。しかし、海洋・地球総合ミュージアム入館者想定における周辺環境の整備についても、新清水庁舎においても庁舎PFIと一体の民間施設を街づくり活性化・収益事業としても民間はまったく評価せず、ある意味コンパクトシティ戦略は黄色信号がともっているともいえます。PFI手法による公共施設の整備等が財政の健全化や、民間のビジネス機会拡大に役立っていくのか、はなはだ疑問であります。

「1」 優先的検討について

- 1、2017年、内閣府は20万人以上の人口、10億円以上の事業にすべからくPFI手法導入の優先的検討を自治体に呼びかけています。PFI手法を積極的に採用することで地域経済の好循環を実現できるのか。PFI手法を導入した事業はどのようなものがあるのか。PPP/PFI地域プラットフォームをどのように活用しているのか。
- 2、多発する自然災害、消費税10%で昨年10月～12月比較年率6.3%減のGDP、日韓関係の悪化や新型コロナウイルスによる観光客の激減や中国経済の停滞など成長は鈍化、扶助費は増加、今後、税や地方交付税など大幅な増加が見込みにくい中、新清水庁舎や海洋文化施設などの大規模事業をすすめていくが、財政運営は大丈夫なのか。

「2」 VFM評価等について(従来方式とPFIの経費差)

- 1、志政会代表質問・後藤議員への答弁で、PFI新清水庁舎事業について民間施設は先送り切り離す、とのこと。しかし、PFI新清水庁舎事業は有料駐車場と民間施設で一体型として入札公告をしたのであり、民間施設誘致を遅らせるのであれば再募集の時期を明確にすべきではないのか。

「3」 検証体制について

- 1、先行した学校給食センター、マリナートのPFI事業のモニタリングの実施状況とその公表はどのようになされているのか。

<2回目>

「1」 優先的検討について

- 1、PFI事業と公共事業の基本的視点が示されました。今回のPFI新清水庁舎、ミュージアム連続しての失態は何故、発生したのか、担当職員の力量不足の面があるといわざるを得ない。PFI事業担当者の経験不足によるコンサルタントへの依存をどのように考えているのか。
- 2、答弁のあったマリナート、ミュージアムなどPFI事業者指定管理を委託するケースがあります。PFIの維持管理・運営期間に指定期間を合わせることで、5年に一度の事業者選定など議会関与がなくなり施設の運営について適切なチェック機能が働かなくなる恐れはないのか。

「2」 VFM評価等について

- 1、民間施設遅れるがPFI庁舎と一体的だとの答弁です。PFI可能性調査時お手元資料、5つのケースから「民間施設収益敷地貸付料を庁舎建設事業に還元することを想定した」PFI第2ケースと民間施設を除いた駐車場と庁舎の第1ケースでのVFM算定収入の地代収入の差額、約2億6000万です。9月議会債務負担はPFI庁舎のみだから可能性調査時と想定が違うとの説明です。しかし、民間施設を除けば確実に減収が生じる、再公告において当初の変更が生じるのであれば再度議決が必要ではないか。
- 2、元々、移転新築か現庁舎の大規模改修かの議論があり、85億円と66億円の比較も論点でした。移転新築に上もの解体費7億円は85億に入れるが、基礎杭解体費を加味するか否かは、桜が丘病院との協議次第とのこと。しかし、可能性調査時お手元資料において民間施設の「地中障害物等用地リスクは静岡市負担」とあります。この観点にたつて現庁舎解体費について基礎杭を全て抜くと想定した場合は、整備手法を比較した結果が変わったのではないか。

「3」 検証体制について

- 1、西島学校給食センターは可能性調査時、VFM数値は11.57%、契約時点7%、門屋学校給食センターは2.9%と19.7%です。違いが生じた主な原因をどのように考えているか。西島学校給食センターのサービス対価の改定はどのような状況か。調理員の配置状況は、PFIや業務委託の運営形態によって異なっているのか。
- 2、マリナートでは、VFMは可能性調査時点13.5%、1回目入札不調でVFMは3%に変更となり、契約時点で2%でしたがその評価はどのようなものか、また、事業における定性的な効果は(評価)はどのようなものか。

<3回目>

「1」 優先的検討について

- 1、清水区のコンパクトシティ戦略の重要な柱である PFI 新清水庁舎、ミュージアムが頓挫したことの背景には資料不足による議会のチェック機能が弱まっていることもあるのではないかと考えます。私自身 VFM 資料が提供されて改めて質疑しています。債務負担行為設定時における VFM の評価過程の公表をどのように考えているのか。

「2」 検証体制について

PFI 開始後の事業者の情報公開については契約約款 86 条で「情報公開条例の趣旨に即し「維持管理・運營業務」情報公開努力規定があります。今後、PFI 事業は増加します。

- 1、契約締結後の進捗状況等はモニタリングもされていますが財務情報などホームページに公表されていません。横浜市などのようなモニタリング結果を評価する第三者機関の設置とその結果の公表についてどのように考えるか。